

平成19年（行ウ）第413号 損害賠償等請求事件

原告 脇本 征男 ほかに79名

被告 国

答 弁 書

平成19年8月30日

東京地方裁判所民事第2部 御 中

被告指定代理人

鈴木 秀 雄

曾 我 高 佳

浅 川 晃

鳥 山 佳 則 (代)

小 椋 正 之 (代)

(送達先)

〒102-8225

東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部 浅川あて

(電 話 03-5213-1397)

(FAX 03-3515-7307)

第1 請求の趣旨に対する答弁

1 本件訴えのうち、原告らの海外委託による歯科技工が禁止されることにより歯科技工士としての地位が保全されるべき権利があることの確認を求める訴えをいずれも却下する。

2 原告らのその余の請求（請求の趣旨第2項）をいずれも棄却する。

3 訴訟費用は原告らの負担とする。

4 仮執行宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、

(1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言

(2) その執行開始時期を判決が被告に送達された後 14 日経過した時とすること

を求める。

第 2 請求の趣旨第 1 項に係る訴えに対する本案前の主張

1 はじめに

原告らは、近時、海外において歯科技工士の免許を有しない者が作成した歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物及び矯正装置（以下「補てつ物等」という。）が輸入され、歯科医療の用に供されている（以下「海外委託」という。）問題が生じており、「このまま放置しておくならば、歯科技工士による歯科技工業務の独占が崩壊するおそれが生じている」のに、厚生労働省が実態調査をしようとせず放置しているとし、「かかる状況に対して何らの対応も取らないまま放置しておくならば、原告ら歯科技工士の法的地位は失われてしまい、ひいては国民の歯科公衆衛生の確保も脅かされる」として、「原告らには海外委託による歯科技工が禁止されることにより歯科技工士としての地位が保全されるべき権利があることの確認」（以下「本件確認の訴え」という。）を求めている（訴状 14、15 ページ）。

しかしながら、以下のとおり、本件確認の訴えは、法律上の争訟に当たらず（後記 3）、また、確認の利益を欠くものであるから（後記 4）、いずれにせよ不適法であり、却下されるべきである。

2 歯科技工士の資格制度の趣旨

(1) 歯科技工士法は、法定資格としての歯科技工士制度を採用し（歯科技工士法 2 条 2 項、3 条、17 条 1 項）、その業務に関しても、指示書によらなければならないとし（同法 18 条）、その保存義務を定め（同法 19 条）、歯科技工所の開設に伴う届出義務（同法 21 条）を課している。しかし、歯科技工士が具体的な業務を行うにあたっては、顧客である歯科医師との間において、個別具体的な請負契約を締結する必要があるところ、歯科技工士法上、歯科医師自ら歯科技工をすることは明文で認められており（同法 17 条）、歯科医師に対して、歯科技工士との契約締結を何ら強制しておらず、歯科医師が行うのであれば衛生上危害を生ずるおそれのある行為については歯科技工士による行為を禁止している（同法 20 条）。そして、歯科技工士法上、海外での補てつ物等の作成も含め、歯科医師の行う歯科技工を制限するような明文の定めはない

(2) そもそも、歯科技工士の資格制が定められた趣旨は、歯科技工士法に「歯科技工士の資格を定める

とともに、歯科技工の業務が適正に運用されるように規律し、もって歯科医療の普及及び向上に寄与する」(1条)とあるとおり、歯科医療の一環として歯科医師が行う歯科技工に関し、その需要の高まりに応じ、歯科医師が自ら行うだけでなく、歯科医師の求めに応じて事実上歯科技工を請け負っていた歯科技工に携わる者についても、介補者たる地位としての歯科技工士の資格制度を構築することにより、歯科医師が、歯科技工士をも活用しながら、責任ある歯科医療を行うことで、歯科医療の質を向上させることを目的としたものにすぎず、社会政策上の観点から、国内の歯科技工士に対し、その業務の独占的地位を志向するものでもないし、歯科医師の行う歯科技工の業務を制限することを志向したものということもできない。

このことは、昭和30年7月7日、歯科技工士法の前身である歯科技工法の制定に係る参議院社会労働委員会での審議において、当時の厚生政務次官である紅露みつ政府委員が、「近年歯科医療に対する国民の需要がますます高まってきつてあります関係上、歯科医療中の歯科技工につきまして、歯科医師のほか、いわゆる歯科技工士に委託する場合が次第に多くなり、これら歯科技工士と称する人々の役割が漸次高まって参りますとともに、その数が相当多きに上って参ったのであります。しかるに、これら歯科技工士につきましては、現在何ら法的規制が加えられておらず、またこれらの者の中で正規の職業教育を経た者はきわめて少数で、大部分は、徒弟見習として習熟した者であります。従って、その技術内容も千差万別であり、国民の歯科医療確保する上に、はなはだ欠ける点が多かったのであります。このような状態にかんがみ、歯科技工士の資格を定めてその資質の向上をはかるとともに、歯科技工の業務が適正に運用されるよう規律し、歯科医師の業務を適正に補足させることによって、歯科の医療普及と向上に寄与しようとするもので、この法案を提案いたしました。」と発言していることから明らかである(下線部は引用者によるもの。乙第1号証1ページ4段目)。また、同月11日、同委員会での審議において、当時の厚生省医務局長である曾田長宗政府委員も、「歯科の技工と申しますものは、もちろん歯科医師が責任を持ってやっておるのでありますが、その一部分は、歯科医師が他の技術者の補助を得て行うというような状況が、徐々に申しますか、だんだんに発展して参っておるわけであります。そうして一部からは、必ずしも歯科医師が直接に指示監督をいたさずとも、非常に熟練した者、また素養のある者であるならば、一定の命令指示をいたしました後、自分が責任を持ってこれを行うこともできるという性質のものであるというふうに考えられて参っておるのであります。それに対しまして他面においては、さように熟練いたした者にはある程度まかせられるけれども、さればとって、・・・(略)・・・よほど基礎的な技能を修得したものでなければ、まかし切るというわけにもいきかねるというような事情が出て参りまして、他面歯科診療に対する需要が非常にふえて参っておりまして、・・・(略)・・・歯科医師が今日やっております仕事のうちでも、この介補者にまかし得るというような仕事がありますならば、その歯科診療の介補者にその仕事の責任を持ってもらう。他面におきまして、その責任を負い得るだけの教育をし、その資格をはっきりいたさなければならぬということが、この法案を提出いたしました一つの背景になっておるわけでございます」と発言していること(下線部は引用者によるもの。乙第2号証4ページ1ないし3段目)に照らしても明らかである。

(3) 以上にかんがみると、歯科技工士法は、わが国で歯科技工を業として携わる場合の取扱いを定めたものにすぎず、少なくとも、法定資格たる歯科技工士に対し、歯科技工に関する独占的かつ排他的な経済的利益ないし地位を保障するものではないといえることができる。また、歯科医師が、国外で作成された補てつ物等を輸入して患者に提供する場合は、歯科技工士法上は、歯科医師自らが歯科技工を行う場合に属する問題であって、患者を治療する歯科医師が歯科医学的知見に基づき適切に判断し、当該歯科医師の責任の下、安全性に十分配慮した上で実施されるべきものである。

3 本件訴えが法律上の争訟に当たらないこと

裁判所がその固有の権限に基づいて審判することのできる対象は、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」、すなわち当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、かつ、それが法令の適用により終局的に解決することができるものに限られる（最高裁判所昭和29年2月11日第一小法廷判決・民集8巻2号419ページ，最高裁判所昭和56年4月7日第三小法廷判決・民集35巻3号443ページ，最高裁判所平成3年4月19日第二小法廷判決・民集45巻4号518ページ各参照）。

これを本件確認の訴えについてみると、原告らは、上記1のとおり、歯科技工士の資格を有する者という立場において、海外委託による歯科技工が禁止されることにより歯科技工士としての地位が保全されるべき権利があることの確認を求めている。しかしながら、原告らの主張によっても、原告らのいう「歯科技工士の法的地位」なるものがいかなる内実を持つものであるのか不明である上、このことをおくとしても、2で述べた歯科技工士法による歯科技工士の資格制度の趣旨からすれば、歯科技工士法が国民の公衆衛生を確保するために歯科技工に関して資格制を採用しているという一事をもって、直ちに個々の原告らの固有の法的利益が導かれるというものではなく（なお、歯科技工士の資格付与が新たに独占的財産権を付与するものではないとする 裁判例として、名古屋地方裁判所昭和47年11月22日判決・判例時報695号90ページ参照）、原告らにおいて、さらにすすんで、個々の原告らの具体的な法的利益の侵害を主張しているものでもない。

また、海外委託により、国内の歯科技工士制度や国民の歯科衛生の確保に重大な影響を与えることになるおそれがあるとしても、これにいかなる規制をすべきかは、まさに、原告らを含めた国民一般に対する行政府ないし立法府の専権に属する問題である。

そうすると、原告らは、結局、国民一般の立場において、海外委託問題が歯科技工士制度や国民の歯科衛生に重大な影響を与えることから、海外委託による歯科技工を禁止するよう求めているに等しく、このような訴えは、裁判所に対し、具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争について審判を求めるものではないといえることができる。

したがって、本件確認の訴えは、法律上の争訟に当たらず、不適法である。

4 本件確認の訴えが確認の利益を欠くこと

本件確認の訴えは、行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）4条に基づく確認の訴えであると解されるところ（訴状14，15ページ）、確認の訴えが認められるためには、「現に、原告の有する権利または法的地位に危険または不安が存在し、これを除去するため被告に対し確認判決を得ることが必要かつ適切な場合に限り、許される」（最高裁判所昭和30年12月26日第三小法廷判決・民集9巻14号2082ページ）とされている。

この点、原告らは、平成17年9月8日付け「国外で作成された補てつ物等の取り扱いについて」と

題する厚生労働省医政局歯科保健課長通達（医政歯発第0908001号、以下「本件通達」という。）において、同省は海外委託を許容する見解を表明しており、本件通達は歯科技工士制度を無意味にするものであって、歯科技工士の法的地位に不安が生じていることから、原告らと被告との間において、海外での歯科技工が禁じられているかどうかを確認する必要があること、被告は海外委託を全く放置しているのであるから、確認の訴えによることが有効かつ適切であることから、確認の利益があると主張する（訴状15ないし17ページ）。

原告らの上記主張は、その主張自体からも本件通達による原告らの法的地位への影響との関係が漠然として明瞭ではないため失当というべきであるが、このことをおくとしても、上記3で述べたとおり、原告らの主張によっても、歯科技工士の資格を有する地位から、直ちに、個々の原告らの固有の法的利益が導かれるという関係は認められないから、原告らは、歯科技工士制度ひいては国民の公衆衛生の確保に支障が生じるという国民が広く有する一般的な立場において、海外委託の影響を述べるに等しく、原告らの主張する歯科技工士の資格を有する者という地位に現実かつ具体的な危険又は不安が存在するとの主張をしているとはいえない。さらには、歯科技工士法上、海外委託が禁止されているかどうかを確認しても、そのことで、個々の原告らの固有の法的利益が確保されるという関係にもない。また、仮に海外委託が違法であり、かつ、将来、海外委託の弊害により、個々の原告らに何らかの経済的利益の侵害が生じるおそれがあるとしても、歯科技工士の地位に関する確認判決を得たところで、直ちに原告らの権利利益に変動をもたらすものではなく、そのような確認判決を得ることが必要かつ適切ともいえないことは明らかである。

したがって、本件確認の訴えは、確認の利益を欠き、不適法である。

第3 請求の原因に対する認否

1 第1について

(1) 1について

歯科技工士法17条1項が「歯科医師又は歯科技工士でなければ、業として歯科技工を行ってはならない」と規定し、その違反者に対して、同法28条1号において、罰則を設けていることは認める。

(2) 2について

歯科医療の用に供する補てつ物等が海外から輸入され、歯科医療の用に供されていることは認める。

(3) 3について

ア 第1投落について

社団法人東京都歯科技工士会（以下「東京都歯科技工士会」という。）が厚生労働省に対して、海外委託問題について申入れを行ったことは認める。

イ 第2段落について

厚生労働省が平成17年9月8日付けで本件通達を発し、それをホームページに掲載したことは認める。その余は否認ないし争う。

ウ 第3段落について

争う。

(4) 4について

原告らの意見であるから認否の限りでない。

(5) 5について

原告らがかかる主張をして本訴提起に及んだことは認める。

2 第2について

(1) 1について

ア 第1段落について

認める。

イ 第2段落について

歯科技工士法において、歯科技工士の資格を定めてその資質の向上を図るとともに、歯科技工の業務が適正に運用されるように規律し、歯科医師の業務を適正に補足させることにより、歯科医療の普及及び向上に寄与するものとしたことは認める。その余は争う。

(2) 2について

ア 第1段落及び第2段落について

認める。

イ 第3段落について

歯科技工士法が、無資格者による歯科技工を禁じて歯科技工士に歯科技工の業務を独占させていることは否認し、その余は認める。

ウ 第4段落について

争う。

(3) 3について

第1段落ないし第3段落は認める。第4段落は争う。

(4) 4について

第1段落ないし第3段落は認める。第4段落のうち、第1文は認め、その余は争う。

3 第3について

(1) 1について

ア (1) 及び (2) について

認める。

イ (3) について

厚生労働省が本件通達を発してホームページに掲載したことは認め、原告の主張は争う。

(2) 2について

ア (1) 及び (2) について

認める。

イ (3) について

原告の主張は争う。

(3) 3 及び 4 について

原告の主張は争う。

4 第4について

(1) 1について

ア (1) について

認める。

イ (2) について

認めるが、厚生労働省は、かかる申入れ等を踏まえて本件通達を発したものである。

ウ (3) について

不知。

エ (4) について

(ア) 第1段落について

東京都歯科技工士会が厚生労働省へ再度の申入れを行ったことは認める。対策本部が、歯科医師会との協議、国会議員との協議などの準備を進めていたことは不知。平成17年9月8日に、本件通達を発したことは認める。

(イ) 第2段落について

認める。

(ウ) 第3段落について

争う。

オ (5) について

不知。

カ (6) について

原告らの主張は争う。

(2) 2 について

ア (1) について

金田誠一衆議院議員が、海外委託問題について関心を寄せて、厚生労働省の担当職員から実情を聞くなどしたことは認める。

イ (2) について

(ア) 第 1 段落について

大久保勉参議院議員が海外委託問題に関して質問主意書及び再質問主意書を提出し、それに対し、被告が答弁書及び再答弁書を提出したことは認める。

(イ) 第 2 段落について

争う。

(3) 3 について

原告らの主張は争う。

5 第 5 について

本件確認の訴えについて、原告らに確認の利益があるとの主張は争う。

6 第 6 について

被告において、原告らの主張する作為義務があることは否認する。

7 第 7 について

被告において、原告らの主張する作為義務違反ないし平等原則違反があることは争う。

8 第 8 について

争う。

9 第9について

争う。

第4 請求の趣旨第2項の請求に対する被告の主張

1 はじめに

原告らは、歯科技工士法及び条理に照らし、海外において歯科技工を行うことが禁止されているのみならず、海外で歯科技工を行わせることも禁止されているといえ、被告は海外委託の問題について、実態を調査した上で、これらを規制すべき条理上の作為義務があるにもかかわらず、被告はこれを怠っているとし、また、国内における歯科技工士制度に基づく厳しい規制に比して、海外委託において、これを歯科医師の自由裁量にゆだねて事実上許容している取扱いは、憲法14条に違反しているとし、かかる違法行為によって、無資格者による粗悪な補てつ物等が歯科医師の用に供され、国民の公衆衛生を害するおそれがあり、原告らに耐え難い苦痛が生じているとして、かかる精神的苦痛を慰謝するため、被告に対し、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づく損害賠償請求を求める（以下「本件国賠請求」という。）ようである（訴状17ないし23ページ）。

しかしながら、本件国賠請求は、以下のとおり失当である。

2 法律上保護された利益の侵害の主張が失当であること

（1）国賠法1条1項は、「国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。」と定めるが、法律上保護された利益の侵害がなければ、国賠法1条1項に基づく損害賠償を請求することはできない。すなわち、国賠法1条1項の「違法」が認められるためには、公務員が法律上保護された権利利益を侵害したことが必要である。そして、それは、国賠法上の損害賠償請求権の成立の問題であるから、国賠法上保護される権利利益であることを要する。最高裁判所昭和43年7月9日第三小法廷判決（判例時報529号51ページ）、最高裁判所平成2年2月20日第三小法廷判決（判例時報1380号94ページ）等も、「法律上の利益ないし権利」、「法的利益」の侵害がなければ、国賠法に基づく損害賠償請求をすることはできないことを当然の前提としている。

（2）しかしながら、原告らの本件国賠請求の損害に係る主張は、海外委託問題が国民の公衆衛生を害するおそれがあることによる苦痛をいうにすぎず、結局のところ、前記第2の3で述べたように、国民一般が有する地位に基づいて主張するものであって、個別の国民が有する具体的な法的利益を主張するものではないといえるから、上記主張は法的利益の侵害の主張としては失当である。

3 原告らの主張は、個別の国民に対する職務上の権限を行使すべき法的義務の違反をいうものではないこと

(1) 国賠法1条1項は、「国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反して当該国民に損害を加えたときに、国又は公共団体がこれを賠償する責任を負うことを規定するものである」(最高裁判所平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087ページ)。

したがって、国賠法上、違法が認められるためには、権利ないし法的利益を侵害された当該個別の国民に対する関係において、その損害につき国に賠償責任を負わせるのが妥当かどうかという観点から、職務上の法的義務に違反する行為があるか否かが判断されるべきであり、職務上の法的義務であっても、専ら公益目的のものや、行政の内部的な義務等、個別の国民に対して負担する義務でないものについては、国賠法上の違法の判断の対象とはならない。

(2) これを本件についてみると、原告らは、歯科技工士法及び条理に解らし、海外での歯科技工は禁止されているから、被告は海外委託の問題について、実態を調査した上で、これらを規制すべき作為義務があるにもかかわらず、これを怠っていることが、個別の原告らとの関係で違法であると主張するようである。

しかしながら、前記第2の3で述べたように、海外委託の問題に対し、歯科技工士制度を維持し、国民の公衆衛生の確保に資するとの観点から適正な規制が求められるとしても、それは、まさに国民一般との関係で広く求められる問題であって、そのことから直ちに、原告らに向けられた職務上の権限を行使すべき法的義務(作為義務)を観念することはできない。

したがって、原告らの主張は、会務員が個別の国民に対して負うべき職務上の権限を行使すべき法的義務(作為義務)に違反があったことをいうものではなく、国賠法上の違法の主張としては失当である。

4 憲法14条の平等原則違反の主張は失当であること

また、原告らは、歯科技工に関し、国内では厳しい規制があるにもかかわらず、海外に委託する場合には、歯科医師の自由裁量にゆだねて事実上許容していることは合理的理由を欠き、憲法14条の平等原則に違反し違法であると主張する。しかしながら、そもそも、歯科技工士法は、国内における歯科技工に関して不当な規制ないし取扱いをしているものではなく、海外による無資格者による歯科技工の問題について、いかなる規制を行うかはまさに立法府の裁量の範囲内に属する事柄であること、補てつ物等の作成に係る制度は国によって様々であり、また国外で補てつ物等を作成する者の知識及び技術の水準も様々であるため、国外作成補てつ物等を用いることのみをもって、直ちに国内の歯科技工士との間において、原告らの主張するような不合理な扱いが認められるものでもなく、原告らの上記主張は失当である。

5 小括

以上のとおり、本件国賠請求は失当であるから、棄却を免れない。

第5 結語

以上の次第で、本件確認の訴えは却下されるべきであり、本件国賠請求は理由がなく棄却されるべきである。

平成19年(行)第413号 損害賠償等請求事件

原告 脇本 征男 ほか79名

被告 国

準備書面(1)

平成20年2月28日

東京地方裁判所民事第2部 御中

被告指定代理人

鈴	木	秀	雄	
曾	我	高	佳	
浅	川		男	
鳥	山	佳	則	
小	椋	正		

第1 はじめに

- 1 原告らは、近時、海外において歯科技工士の免許を有しない者が作成した補てつ物等が輸入され、歯科医療の用に供されている問題が生じており、歯科技工士による歯科技工業務の独占が崩壊するおそれが生じているとして、「原告らには海外委託による歯科技工が禁止されることにより歯科技工士としての地位が保全されるべき権利があることの確認」を求めている(本件確認の訴え)。また、①被告には、歯科技工士法及び条理に照らし、海外で歯科技工業務を委託している問題について、実態を調査した上で、これらを規制すべき条理上の作為義務があるにもかかわらず、被告はこれを怠っている、②国内における歯科技工士制度に基づく厳しい規制に比して、海外委託において、これを歯科医師の自由裁量にゆだねて事実上許容している取扱いは、憲法14条に違反しているとし、かかる違法行為によって、無資格者による粗悪な補てつ物等が歯科医師の用に供され、国民の公衆衛生を害するおそれがあり、原告らに耐え難い苦痛が生じているとして、かかる精神的苦痛を慰謝するため、国賠法1条1項に基づく損害賠償を求めている(本件国賠請求)。
- 2 しかしながら、答弁書第2において述べたとおり、本件確認の訴えは、法律上の争訟に当たらず、また、確認の利益を欠くものであるから、いずれにせよ不適法であり、却下されるべきである。また、答弁書第4において述べたとおり、本件国賠請求についても、原告らの主張では、法律上保護された利益の侵害があったことが明らかにされておらず、また、公務員が個別の国民に対して負うべき法的義務に違反があったことをいうものではないから、本件国賠請求は主張自体失当である。
- 3 これに対し、原告らは、原告ら平成19年10月25日付け準備書面(1)(以下「原告ら準備書面(1)」という。)及び同年12月17日付け準備書面(2)(以下「原告ら準備書面(2)」という。)において、「歯科技工士は、歯科医療チームの一員として、歯科医師らと相互に連携し合いながら、歯科技工の

専門家として歯科医療行為の一端を担うべき役割を果たすべきことが期待されて」(原告ら準備書面(2)17ページ)おり、「歯科技工士には、法的には業務を独占する地位が保障され、経済的には歯科医師から業務を独占的に受託し、報酬を受け取ることができる地位が保障されている」(同準備書面(1)3ページ)が、かかる地位は、歯科技工士を取り巻く現状が低価格・長時間労働など極めて劣悪であるなかで、海外委託の問題によりさらに脅かされている(同準備書面(2)7ないし17ページ等)と主張するようである。

- 4 しかしながら、答弁書第2で述べたとおり、原告らはそもそも歯科技工士法上、「業務を独占する地位が保障され、経済的には歯科医師から業務を独占的に受託し、報酬を受け取ることができる地位が保障されている」ということはなく、かかる地位を有するものではないから、これを前提とする主張は失当である。以下、念のため、原告ら準備書面(1)及び(2)における主張に対し、必要と認める限度で反論する。

なお、略語等は特に記載しない限り従前の例による。

第2 歯科技工士法は歯科技工士による業務独占とこれによる経済的利益を保障するものではないこと

- 1 原告らは、「歯科技工士には、法的には業務を独占する地位が保障され、経済的には歯科医師から業務を独占的に受託し、報酬を受け取ることができる地位が保障されている」と主張する(原告ら準備書面(1)3ページ)。

しかしながら、答弁書第2の2で詳論したとおり、歯科技工士法は、歯科医師が歯科技工をすることを何ら禁止しておらず、歯科医師に対して、歯科技工士との契約締結をすることを強制しているものではなく、歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為については歯科技工士による行為を禁止しているのである。そして、同法は国民の健康の観点という公益的観点から制定されたものであり、歯科技工士の法的地位ないし利益

を保護することを目的とするものではない。したがって、国内の歯科技工士に対し、その業務の独占的地位を志向するものということとはできないし、営業の利益を保障したということもできない。すなわち、歯科技工士法は、わが国で歯科技工に業として携わる場合の取扱いを定めたものにすぎず、歯科技工士に対し、歯科技工に対する独占的かつ排他的な経済的利益ないし地位を保障するものではない。

原告らの上記主張は、歯科技工士法の解釈を誤ったものであり、失当である。

- 2 また、原告らは、「国民に対して適時・適正な歯科診療が施されることを制度的に保障するために、社会保険の対象となる歯科技工が認められている」（原告ら準備書面(1)3ページ）と主張し、歯科技工が社会保険制度の対象となることを前記1の主張の根拠とするようである。

しかしながら、健康保険法の目的は、国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することであり(同法1条)、いわば公益的観点に基づくものであって、少なくとも社会保険制度を通じた歯科技工士の経済的利益を保障するものではないことは明らかである。さらに、歯科技工が社会保険の対象となるとしても、それは個別具体的な請負契約に基づく具体的な業務がなされた場合であり、歯科技工士という法定資格から当然に上記報酬が導かれるものではないことはいうまでもない。

さらに、原告らは、診療報酬の算定方法(昭和63年厚生省告示第165号)において、歯冠修復及び欠損補てつ料の定めがあり、「歯冠修復及び欠損補綴料には、製作技工に要する費用及び製作管理に要する費用が含まれ、その割合は、製作技工に要する費用がおおむね100分の70、製作管理に関する費用がおおむね100分の30」と規定されており、歯科技工士は、おおむね製作技術料の70パーセントを受け取ることとされていることをもって、「これも歯科技工士としての地位にある者に対して与えられた経済的利益で

ある」と主張する(原告ら準備書面(1)3ページ)。

しかしながら、これは、補てつ物等の製作技工の委託を円滑に実施する観点から、製作技工に要する費用と製作管理に要する費用の標準的な割合を示したものであり、保険医療機関等が、療養の給付に関し、保険者に請求できる額の算定方法を定めるものであって、保険医療機関等が補てつ物等の製作技工等を委託する際の委託費の額を拘束するものではない。このことは、平成14年4月17日第154回衆議院厚生労働委員会において、大塚政府参考人が、保険診療機関から歯科技工所への委託料金に関しては、「それぞれの取引は、自由といたしましょうか、当事者間の合意で取引されるわけでございます」と答弁していることから明らかである(乙第3号証18ページ2段目)。

よって、原告らの上記主張は、いずれも失当である。

第3 歯科技工の海外委託は歯科医師自ら歯科技工を行う場合に該当すること

- 1 原告らは、歯科技工士法は、歯科医師が文字どおり「自ら」診療している患者のために補てつ物等を作成する場合のみ歯科技工士法の規制対象から除外しているところ、「歯科技工に関する海外委託は、歯科医師が第三者に対して歯科技工を委託している場合…であり、「自ら」歯科技工している場合でない」、昭和31年2月27日付け厚生省医務局長回答(乙第4号証)に照らしても、「歯科医師が歯科技工に対して海外委託する場合は、歯科医師「自ら」歯科技工を行っていると言えないことは明らかである」と主張する(原告準備書面(1)3ないし6ページ)。

そして、原告らは、最高裁平成9年9月30日第一小法廷決定や東京高裁平成元年2月23日判決、さらには医道審議会医道分科会の見解を引用しつつ、歯科医師に裁量が認められるとはいっても、歯科医師法や歯科技工士法その他歯科医療に関連する法令(条理を含む)に違反してまで、その裁量が許

されるわけではなく、無資格者に加担した場合には歯科医師といえども刑事責任や行政処分が科されることなどにかんがみ、歯科医師は、歯科技工士法あるいは条理に基づき、「無資格者に対して歯科技工を行わせてはならない」との義務を負っており、この点は無資格者が日本国内にいるか海外にいるかにより違いはないと主張する(原告準備書面(1)6ないし11ページ)。

2 しかしながら、答弁書第2の2で述べたとおり、歯科技工士法上、海外での補てつ物等の作成も含め、歯科医師の行う歯科技工を制限するような明文の定めはない。そもそも、歯科技工士法17条が禁止するのは、わが国において歯科医師又は歯科技工士以外の者が業として歯科技工を行うことであって、歯科医師が診療中の患者に対し自らの責任において海外で作成された補てつ物等を用いることを禁止するものではないのであり、同法2条1項ただし書の「自ら」を、歯科医師が文字どおり「自ら」診療している患者のために補てつ物等を作成する場合に限定して解釈すべきものではない(原告らがいうところのケース④は、そもそも歯科医師にとっては歯科技工士法2条1項ただし書に該当する。)。したがって、歯科医師が、国外で作成された補てつ物等を輸入して患者に提供する場合は、歯科技工士法上は、歯科医師自らが歯科技工を行う場合(同法2条1項ただし書)に属する問題であって、患者を治療する歯科医師が歯科医学的知見に基づき適切に判断し、当該歯科医師の責任の下、安全性に十分配慮した上で実施されるべきものである。

よって、歯科技工士法上、「無資格者に対して歯科技工を行わせてはならない」との義務は生じないし、もとより、原告らのいうところの条理に基づく制約が発生すると解する余地もないのであって、原告らの前記1の主張は失当である。

なお、原告らが引用する昭和31年2月27日付け厚生省医務局長回答(乙第4号証)は、歯科医師が歯科技工を行うに当たり、自己の家族をして助手的行為に従事させる場合に歯科技工法(現歯科技工士法)の適用を受けるか

との照会に対し、「当該助手的行為が歯科技工法第二条第一項に規定する「歯科技工」に該当する場合は、当然、同法の適用を受ける。」と回答したものであり、歯科医師が診療中の患者に対し自らの責任において自己の家族が作成した補てつ物等を用いる場合は、当然、歯科技工士法2条1項ただし書に該当するから、同項の「歯科技工」に該当しないことを前提として回答しているものである。そして、同厚生省医務局長回答は、もしその業務内容が歯科技工法の適用を受ける場合に、一般に許容されるべき補助的業務はいかなる作業を指すかとの照会に対し、「歯科技工が行われるに際し、一般人に許容される補助的業務の範囲は、歯科技工の製品に何等影響を及ぼさないような単純軽微な行為を歯科医師又は歯科技工士（特例技工士を含む）の手足として行う場合に限ると解せられるが、具体的には個々の事例につき判断すべきものである。」と回答しているものにすぎず、そもそも歯科医師が診療中の患者に対し自らの責任において自己の家族等が作成した補てつ物等を用いる場合について回答したものではないから、何ら原告らの上記主張を根拠づけるものではない。

- 3 さらに、原告らが引用する最高裁平成9年9月30日第一小法廷決定は、無資格者にコンタクトレンズの処方のための検眼等をさせたことが無免許医業を禁じた医師法17条に違反するとされた事案であり、東京高裁平成元年2月23日判決も、無資格者に診療行為の一部をさせたことが無免許で診療の補助をなすことを禁じた保健婦助産婦看護婦法43条1項1号に違反するとされた事案であり、いずれも、医師が自らの責任においても無資格者に当該業務をさせることがそもそも許されない行為に関するものであり、本件とは事案を異にするものである。また、平成14年12月13日付け医道審議会分科会における「医師及び歯科医師に対する行政処分の考え方について」(乙第5号証)も、医師及び歯科医師が保健師助産師看護師法等に違反して無資格者を補助者として医療に従事させた場合の行政処分についての考え方を述べ

たもので、やはり上記のような行為に関するものであり、歯科技工士法17条の解釈指針を示すものではない。したがって、これらを根拠に、本件でも、歯科医師は、「無資格者に対して歯科技工を行わせてはならない」との義務を負っているなどということとはできない。

第4 原告らの歯科技工士の役割ないし現状に関する主張は、自らの置かれた状況等への不満ないしその改善を要望するものにすぎないこと

1 原告らは、歯科医療の中で歯科技工士の果たすべき役割、歯科技工士の実態について述べて、「歯科技工士は、歯科医療チームの一員として、歯科医師らと相互に連携し合いながら、歯科技工の専門家として歯科医療行為の一端を担うべき役割を果たすべきことが期待されている。歯科技工士法は、歯科技工士の業務独占を認めるなど(17条など)、その地位を保障しようとしているが、歯科技工士の置かれている実態をみるならば、低価格・長時間労働等の厳しい環境に置かれている。そこにさらに歯科技工料が日本に比較して安いことを売り物とする海外委託が広がることにより、歯科技工士の環境の厳しさはさらに増しているのが実情である。原告らの中には、現に海外委託により売上が減少した者や、海外委託の斡旋を受けている者がいるなど、海外委託問題は、原告らの地位を脅かすに足りる現実的な脅威となっている。」と主張する(原告ら準備書面(2)17ページ)。

2 しかしながら、歯科技工士法は、そもそも国内の歯科技工士に対し、その業務の独占的地位を志向するものでもないし、営業の利益を保障したということもできないことは繰り返し述べたとおりである。結局のところ、原告らの歯科技工士の役割ないし現状に関する主張は、自らの置かれた状況等への不満ないしその改善を要望するものにすぎず、結局のところ、本件確認の訴えの訴訟要件や本件国賠請求の請求原因を基礎づけるものではなく、主張自体失当である。

また、原告らが、海外委託問題の具体的影響として指摘する具体例(原告ら準備書面(2)15及び16ページ)についても、そもそも個別の原告らについてそのような影響が生じ具体的な損害が生じているという趣旨の主張とは解されず、また、その主張内容自体極めて漠然とした抽象的なものであり、そもそも主張自体失当であるというべきである。このことをおくとしても、海外委託問題により原告らの権利ないし法的地位に直ちに具体的な影響が生ずるものではないことは答弁書で論じたとおりである(さらにいえば、原告ら準備書面(2)で原告らが述べる事情に照らせば、原告らの主張によっても、原告らが低価格・長時間労働等の厳しい環境に置かれその地位が脅かされているのは様々な要因によると考えられるのであって、海外委託問題が解決されたからといって直ちに解消するものでないことは明らかである。)

- 3 なお、原告らは、被告は本件通達により歯科技工の海外委託を許容する見解を表明し、その後海外委託に対して何らの対策も採らずに放置し続けているなどと主張する(原告ら準備書面(1)14, 19ページ, 原告ら準備書面(2)13及び14ページ)。

しかしながら、そもそも、これまで述べてきたとおり、歯科技工士法は、わが国で歯科技工を行う場合の取扱いを定めたものであり、技工物の輸入や海外の歯科技工に係る規制が設けられているものではないから、本件通達には何の問題もない。そして、本件通達は、歯科技工関係者から厚生労働省に対して、国外で作成された補てつ物等の輸入が増加しており、これに対して、その取扱いについて検討すべきとの要望もあることから、歯科医師から個々の患者に十分な情報提供が行われることなど、海外へ委託した補てつ物等を用いる場合の留意事項を示すため発したものであって、「海外委託の問題に対して何らの対策も採らずに放置」しているわけでもない(本件通達については、平成19年2月26日に厚生労働省で開催された「全国医政関係主管課長会議」において、改めて周知がされているところである(乙第6号証)。)。

ちなみに、原告らが引用する株式会社三和デンタルの説明書(甲第23号証の1)でも、「医院様が患者様に対し十分な情報提供を行い、患者様の理解と同意を得、良質かつ適切な歯科医療を行えば何ら問題はない」旨記載されており、本件通達の趣旨を踏まえた記載となっている(12ページ)。

したがって、原告らの上記主張は、失当である。

第5 結語

以上のとおり、本件確認の訴えは却下されるべきであり、本件国賠請求も理由がないから棄却されるべきである。

平成19年(行)第413号 損害賠償等請求事件

原告 脇本 征男 ほか79名

被告 国

準備書面(2)


平成20年6月20日

東京地方裁判所民事第2部 御中


被告指定代理人

名 島 亨 卓 

浅 川 晃 

山 本 浩 光 

鳥 山 佳 則  (代)

小 椋 正 之  (代)

被告は、本準備書面において、必要な限度で、これまでの主張を補充するとともに、原告らの平成20年4月25日付け準備書面(3)（以下「原告ら準備書面(3)」という。）に対して反論する。

なお、略語等については、本準備書面で新たに用いるもののほか、従前の例による。

第1 歯科医師が行う歯科技工を含む歯科診療行為に対しては、歯科技工士法の規制が及ばないこと

1 歯科技工士法2条1項の趣旨について

原告らは、同法2条1項ただし書の「自ら行う行為」とは、歯科医師が第三者に委託せず、歯科医師本人が自ら歯科技工を行う場合に限定して解すべきであり、国内外を問わず、第三者への歯科技工の委託は「自ら行う行為」には当たらない旨主張する（原告ら準備書面(3)・3ないし5ページ）。

しかしながら、そもそも、同条項ただし書が、同条項本文の「歯科技工」から、歯科医師の「自ら行う行為」を除外した趣旨は、「歯科医師が自分で診療している患者のためにみずから行う補てつ物、充てん物、矯正装置等の作成、修理、加工などの行為」が「歯科診療行為すなわち歯科医業の一環として行われる行為であるから、あえて歯科医業の中から歯科技工に該当する部分の行為だけを取りだし、これに対して本法による規制を加える必要を認めない」からである（能美光房・歯科技工士関係法規・48及び49ページ）。

そうすると、答弁書第2の2及び被告の平成20年2月8日付け準備書面(1)（以下「被告準備書面(1)」という。）第3で主張したとおり、歯科医師が国外で作成された補てつ物等を輸入して診療中の患者に提供する行為は、歯科医業の一環として行われる歯科診療行為であり、患者を治療する歯科医師が歯科医学的知見に基づき適切に判断し、当該歯科医師の責任の下、安全性に十分配慮した上で実施されるべきものである。

換言すると、歯科医師が行う歯科技工を含む歯科診療行為は、歯科医業として歯科医師法等の規制に服するものであり、他方、歯科技工士法上は同法2条1項ただし書の除外規定により、同条項本文の「歯科技工」すなわち歯科技工士法上の歯科技工に該当せず、同法の規制が及ぶことはないのである。

この点、歯科医師法1条は、歯科医師に対して「歯科医療及び保健指導を掌ることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保する」責務を負わせ、同法17条は、歯科医師以外の者による歯科医業を禁止し、また、歯科技工士法1条は、「歯科技工士の資格を定めるとともに、歯科技工の業務が適正に運用されるように規律し、もって歯科医療の普及及び向上に寄与する」と規定しており、歯科医師が、歯科医療の質の維持、向上を図り、これにより国民の健康を確保する責務を負うところ、その一環として、歯科医療に属する歯科技工に関し、介補者たる歯科技工士をも活用しながら、責任ある歯科医療を行うものとされているのであり、かかる歯科医師法及び歯科技工士法の目的、趣旨に照らしても、歯科医師が行う歯科技工を含む歯科診療行為に歯科技工士法の規制が及ばないことは明らかである。このことは、本件通達において、歯科技工士法の規制が及ばないことを明示するため、「国外で作成された補てつ物等の取り扱いについて」と題し、「歯科技工物の取り扱いについて」と標記していないことから明らかである。

したがって、原告らの上記主張は、歯科技工士法2条1項の解釈を誤ったものといわざるを得ない。

2 歯科技工士法17条1項、18条の趣旨について

原告らは、歯科医師が、国内外を問わず、歯科技工士ではない無資格者である第三者に委託して補てつ物等を作成させる行為が歯科技工士法17条1項、18条に違反すると主張する（原告ら準備書面(3)・6ないし13ページ）。

しかしながら、前記1のとおり、歯科医師が行う歯科技工を含む歯科診療行為は、歯科技工士法の規制が及ぶものではなく、歯科医師が歯科技工を含む歯

科医療行為に対して歯科技工士法の規制が及ぶことを前提とする原告らの上記主張は、その限りにおいて、理由がないというべきである。

また、同法17条1項が、一般人による業としての歯科技工を禁止した趣旨は、「粗悪な補てつ物、充てん物、矯正装置などが作られて、歯科医療に支障を与えることを防止するという」ことにある（前掲歯科技工士関係法規67ページ）ところ、かかる趣旨にかんがみても、歯科医師が行う歯科技工を含む歯科診療行為が同条項の趣旨に抵触するものでないことは明らかである。

さらに、同法18条は、「歯科医師のなんらかの指示がなければ、歯科技工の業務は行えないものであるから、これを一定の方式のもとに指示が確実に行われるようにして、歯科技工の業務が適正に遂行されることを期待したものである」（前掲歯科技工士関係法規・68ページ）との趣旨から指示書を要求したものであるが、かかる趣旨にかんがみても、歯科医師が行う歯科技工を含む歯科診療行為が同条の趣旨に抵触するものではないことも明らかである。

したがって、原告らの上記主張には理由がないというべきである。

3 歯科医師が行う歯科技工を含む歯科診療行為に対して歯科技工士法の規制が及ばないとする根拠は歯科医師の裁量によるものではないこと

原告らは、被告が歯科医師の裁量を理由に歯科医師が歯科技工を海外に委託する行為が許容されている旨主張していると論難し、歯科医師の裁量は歯科技工士法の枠内で認められるにすぎないなどと主張する（原告ら準備書面(3)・6, 9ページ等）。

しかしながら、そもそも被告の主張は、歯科医師が歯科技工を含む歯科医療行為に歯科技工士法の規制が及ばないというものであり、歯科技工士法の規制が及ぶが、裁量により許されるという主張ではない。

原告らの上記主張は、歯科医師が行う歯科技工を含む歯科医療行為について歯科技工士法の規制が及ぶとの前提に立つものであり、被告の主張を正解しないものであって、その限りにおいて、失当というべきである。

第2 歯科技工士法は歯科技工士による業務独占とこれによる独占的かつ排他的な経済的利益ないし地位を保障するものではないこと

1 歯科技工士法17条1項は、歯科技工士のみ業務独占を認めた規定ではないこと

原告らは、歯科技工士法17条1項が、「歯科医師または歯科技工士」以外の者が「業として歯科技工」を行うことを禁止していること等により、歯科技工について、歯科技工士の業務独占が認められていると主張する（原告ら準備書面(3)・13ページ等）。

しかしながら、前記第1のとおり、同法17条1項にいう「業として」の「歯科技工」には、歯科医師が行う歯科技工を含む歯科診療行為を含んでおらず、歯科医師が行う歯科技工を含む歯科診療行為が除外されている以上、同条項が、歯科技工士による歯科技工という業務の独占を認めた規定であると解することはできない。

また、そもそも、歯科医師が行う歯科診療行為以外の歯科技工は、当然に歯科技工士法の対象となる（前掲歯科技工士関係法規・49ページ）、「歯科技工の業が歯科医業を補足する性質のものであり、できれば歯科医師自らが歯科医療行為の一環として行うのが、本来の姿」である（前掲歯科技工士関係法規・66及び67ページ）ことからすると、同法17条1項は、歯科医師に対して「業として歯科技工」を行うことができる旨規定したものであると解される。そうすると、歯科医師は、歯科技工士法の規制が及ぶ歯科技工をも業として行うことができるとするのであり、このことからみても、歯科技工士のみ歯科技工が独占的に行える地位を保障した規定でないことは明らかである。

以上のとおり、歯科技工士のみ業務独占が認められるとする原告らの上記主張には理由がない。

2 歯科技工士法17条1項は、歯科技工の業務を独占的かつ排他的な経済的利

益ないし地位として保障するものではないこと

同法17条1項は、「歯科医師または歯科技工士以外の一般人に対し、業として歯科技工を行うことを禁止」したという趣旨で、これを「業務独占」の規定と解するのは当然である（前掲歯科技工関係法規・66ページ）。

しかしながら、答弁書第2の2、被告準備書面(1)第2、前記第1でそれぞれ詳述したとおり、歯科技工士法は、国民の健康の確保という公益的観点から制定されたものであり、前記第1の2のとおり、同法17条1項は、「歯科医療に支障を与えることを防止する」規定であるから、もとより、同条項が歯科医師及び歯科技工士に対して、歯科技工の業務を独占的に行う経済的利益ないし地位を保障した規定でないことはいうまでもない。

なお、原告らは、昭和30年10月12日付け厚生事務次官の各都道府県知事あての「歯科技工法の施行について」と題する通知（乙第7号証）を根拠に歯科技工士に歯科技工の業務独占が認められているなどと主張する（原告ら準備書面(3)・15ページ）。

しかしながら、上記のとおり、歯科技工士法の「業務独占」の趣旨は、歯科医療に支障を与えることを防止するものであり、現に、上記通知には、「粗悪な補てつ物、充てん物または矯正装置が作成され歯科医療に多くの支障を来した事情にかんがみ」歯科技工の業務を歯科医師及び歯科技工士の「業務独占」としたことが記載されていることから、歯科技工の業務を独占的かつ排他的な経済的利益ないし地位として保障したものでないことは明らかである。

第3 本件確認の訴えは、法律上の争訟に当たらず、確認の利益を欠き、不適法であること

原告らは、歯科技工士法が歯科技工士に対して歯科技工の業務を独占的かつ排他的な経済的利益ないし地位を保障しているとの前提に立って、歯科技工士の業務独占をおびやかすことに対して、被告に対し、その地位の保全を求める

法的権利を有するなど主張する(原告ら準備書面(3)・16及び17ページ)。

しかしながら、前記第2、答弁書第2の3及び4、被告準備書面(1)第4でそれぞれ詳述したとおり、歯科技工士法は、歯科技工士に対し、独占的かつ排他的な経済的利益ないし地位として、歯科技工の業務を保障するものではなく、かかる趣旨があることを前提とする主張にはそれ自体理由がない。そして、他に、歯科医師による歯科技工の海外委託等により、原告らの権利又は法的地位が具体的に影響を受けているとの具体的かつ合理的な論拠は何ら示されていない。

以上のとおりであるから、本件確認の訴えに係る原告らの上記主張は、それ自体失当というべきである。

第4 被告が、原告らに対して国家賠償法上の損害賠償責任を負うことはないこと

1 被告には、原告らとの関係で原告らが主張する過失あるいは違法(職務上の法的義務違反)がないこと

原告らは、海外で危険な補てつ物等が作成されている現実的な危険性があるにもかかわらず、その補てつ物等の安全性について、実態を把握し、国民の健康と安全を確保するために適切な指導、監督を行う責務を有する被告が、実態を把握せず、歯科医師に対し、海外で作成された補てつ物等の危険性を指摘し、補てつ物等の作成の海外委託や海外で作成された補てつ物等の使用をしないように周知徹底を図っていないなどとして、被告には過失があり、かつ、歯科技工士法の趣旨に違反する違法があると主張する(原告ら準備書面(3)・19ないし25ページ)。

しかしながら、答弁書第4の2及び3、被告準備書面(1)第4の2でそれぞれ詳述したとおり、かかる過失又は違法の主張は、当該権利又は法的利益を侵害された原告らとの関係における主張といえず、主張自体失当であるといわざるを得ない。

すなわち、原告らが海外委託により国民の健康を害するおそれがあるとの主
張は、国民一般が有する地位に基づく主張であり、具体的な法益の侵害を主張す
るものではない。また、前記第2のとおり、歯科技工の業務を行う独占的かつ
排他的な経済的利益ないし地位は、法律上保護されているものではなく、その
侵害の主張も失当である。

なお、原告らは、予防接種の事案に関する裁判例を挙げて、被接種者が禁忌
者に該当するか否かを問わず、すなわち具体的な危険性が存在するか否かを問
わず、全国の接種対象者一般について抽象的に認められる注意義務違反とそれ
に基づく抽象的過失が認められていると主張する（原告ら準備書面(3)21及
び22ページ）。

しかしながら、予防接種の事案は、被接種者という個別の国民の生命、身体
という法的利益の侵害が問題とされるのであり、原告らとの関係での職務上の
注意義務違反が何ら主張されていない本件とはまったく事案を異にしており、
原告らの上記主張は、失当である。

2 被告が歯科技工の海外委託について必要な配慮をしていること

原告らは、アメリカで中国作成物から鉛が検出されるなど、海外委託物によ
る現実的危険性が高まっているにもかかわらず、被告が歯科技工の海外委託の
危険性等について何ら周知徹底をしていないと主張する（原告ら準備書面(3)
・23ページ等）。

しかしながら、これまで主張したとおり、歯科技工の海外委託は歯科医師の
歯科診療行為として歯科医師の裁量に属するが、この点をおくとしても、被告
準備書面(1)第4の3で述べたとおり、被告らは、本件通達により、歯科技工
の海外委託について必要な注意喚起を行っているのであり、原告らの主張には
理由がない（なお、米国での中国技工物に関する情報に対して、厚生労働省は、
日本歯科医師会と直ちに協議し、その結果、同年3月18日付けで、日本歯科
医師会長から都道府県歯科医師会長各位に、本件通達について、あらためて周

知されたところである（乙第8号証参照）。

なお、中国技工物の危険性について、米国の公的機関である疾病予防管理センター（CDC）は、米国歯科医師会（ADA）に対する照会に対して、「含まれている鉛の量が、健康上の悪影響を及ぼす可能性は極めて低い」、「必要な歯科治療の延期や装着されている冠等を除去することは、勧められない」と回答しており（乙第9号証）、原告らが主張する現実的危険性があるかどうかは疑わしいというべきである。

第5 結語

以上のとおり、本件確認の訴えは却下されるべきであり、本件国賠請求も理由がないから速やかに棄却されるべきである。